

土木工事等共通仕様書 公園緑地共通仕様書 港湾・漁港共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和2年7月）				新条文（令和2年10月）				改定理由			
章	節	項	項目見出し	章	節	条	項目見出し				
1	0	0	第1章	総則	1	0	0	第1章	総則		
1	26	0	第26節	工事完成検査	1	26	0	第26節	工事完成検査		
1	26	1	1	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、 監督・検査・確認申請書 を監督員に提出しなければならない。	1	26	1	1	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、 工事完成通知書 を監督員に提出しなければならない。	国の工事関係書類様式への統一の伴う変更。	
1	26	2	2	受注者は、 監督・検査・確認申請書 を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (1)設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 (2)契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 (3)設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 (4)契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	1	26	2	2	受注者は、 工事完成通知書 を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (1)設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。 (2)契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。 (3)設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。 (4)契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	国の工事関係書類様式への統一の伴う変更。	
1	32	0	第32章	使用人等の管理	1	32	0	第32章	使用人等の管理		
1	32	3	3	受注者は、第2項の使用人等の管理にあたっては、 作業員名簿 を作成・保管しなければならない。 なお、監督員の請求があった場合は、提示しなければならない。	1	32	3	3			関係省庁の条文に合わせ、削除。